

パソコンで！



唐津市 ふるさと寄附金

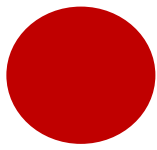


スマホで！

郵送・
FAXで！



ふるさと寄附金（ふるさと納税）とは、自分が応援したい自治体に対して寄附をすることです。手続きをすることで、一定の上限はありますが、寄附金額のほぼ全額が所得税、住民税から控除されます。また唐津市では、市外在住の方で、市に1万円以上の寄附をされた方に、市の産品をお礼として贈呈しています。



寄附をしたいけど、どうしたらいいの？

寄附には、次の2つの方法があります。

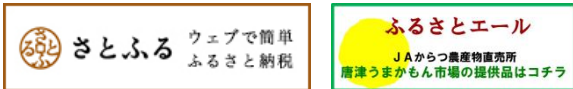
クレジットカード決済、コンビニ支払い、
ペイジー決済などで寄附をしたい。

インターネット手続き

唐津市ホームページをインターネット検索します。

唐津市 ふるさと寄附 で検索

専用ウェブサイトへ進んでください。



※直接、インターネット検索もできます。

専用ウェブサイトの案内に従って、入力してください。

寄附金の支払い方法を選んでください。
※利用可能なカードの種類や取引可能額など
についてはウェブサイトでご確認ください。

寄附金は、決済事業者を通じて、市に納入されます。
寄附金の納入が確認できましたら、後日、
寄附金受領証明書を発行します。

郵便局払込みで寄附をしたい。

寄附申出書を提出

唐津市企画政策課へふるさと寄附をしたい旨をご連絡ください。「寄附申出書」と「お礼品カタログ」「郵便局の払込用紙（手数料無料）」を郵送します。
※お礼品カタログは市のホームページからダウンロードすることもできます。

ふるさと寄附金寄附申出書に必要事項を記入し、FAX又は郵送、メールにより、唐津市企画政策課へ送付してください。

お礼品と寄附の
使いみちも選択
してください。

寄附申出書を唐津市へ送付後、郵便局にて、払込用紙により入金をお願いします。

寄附金の納入が確認できましたら、後日、
寄附金受領証明書を発行します。

お礼品の選択と受取り

1回の寄附に対して、お礼品を1品選ぶことができます。寄附金額ごとにコース分けしていますので、寄附の申し出のときに、ご希望のお礼品をお選びください。
なお、受取り日時の指定はできません。また、お礼品によっては発送までにお時間をいただくものもありますので、ご容赦ください。
唐津市では、寄附の回数制限はありません。数回に分けて寄附をされてもOKです。

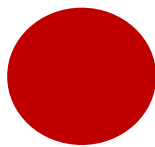
寄附金の使いみち

寄附の申し出のときに、寄附金の使いみちを選んでいただけます。

- 1 ふるさとの自然環境を保護する事業
- 2 ふるさとの文化遺産を保存・整備する事業
- 3 ふるさとの青少年の健全育成に資する事業
- 4 障がい者・高齢者に優しいまちづくり事業
- 5 そのほか(市の発展に資する事業)

寄附金受領証明書

寄附金の入金確認後、市では寄附金受領証明書を発行し、郵送いたします。事務処理のため、寄附の手続きから1か月～1か月半程度のお時間をいただきますので、ご容赦ください。
なお、寄附の申し出のときの住所、氏名により証明書を作成しますので、お間違のないように入力(記入)をお願いいたします。
寄附金受領証明書は、確定申告に必要な書類ですので、大切に保管してください。



税金の控除を受けるにはどうしたらいいの？

基本的に「**確定申告**」が必要です。確定申告に必要な各種書類と寄附金受領証明書を用意し、確定申告期間に申告を行ってください。ただし、一定の条件を満たす方は、ワンストップ特例申請の手続きをすることで、税金の控除を受けることができます。

ワンストップ特例申請

※ワンストップ特例制度は、個人住民税に関する制度です。
所得税の還付のためには、確定申告が必要です。

- 1：もともと確定申告をする必要のない給与所得者などであること。
- 2：1年間に寄附をした自治体が、5つ以下であること。
※1つの自治体に複数回寄附をしても、「1」とカウントします。

これら2つの条件を満たす方は、ワンストップ特例制度が利用できます。寄附をした都度、寄附をした自治体に指定の申請書等を送付してください。申請書には、個人番号(マイナンバー)の記入と関係書類の添付が必要です。なお、申請書用紙は、ご本人で準備をお願いします。

詳しくは ⇒ <http://www.city.karatsu.lg.jp/kikaku/shise/kifu/onestop.html>

ワンストップ特例申請をしても、医療費控除等を受けるために確定申告をすることになった場合は、特例申請は無効になります。必ず、寄附金受領証明書をもって、同時に申告を行ってください。